

## 全ベルコ労働組合裁判闘争 判決結果と今後の動きについて

本日、9月28日、冠婚葬祭大手ベルコの代理店に労組を立ち上げようとした原告2名が実質解雇され、地位確認等を求めてベルコ本社を相手に提訴した事案について、札幌地方裁判所にて判決が言い渡された。

これほど大規模かつ徹底的に業務委託形式を悪用し、使用者責任を逃れようとする事件は、日本の労働裁判史上、これまでに例にない。しかしながら、判決は、形式的な契約形式にとらわれ、被告ベルコが構築した業務委託契約の濫用に無批判に追従し、被告ベルコと原告らの雇用関係を認めないという、不当判決となった。



近年、政府は多様な就業形態の普及と「雇用によらない働き方」を推進する動きが図られている。「雇用によらない働き方」は一見、柔軟な働き方を創出するかのよう受け取れるが、労働法の規制緩和に繋がるものと懸念される。

労働者保護、ひいては労働法規の重要性の原点に立ち返り、労働者保護から免れる形式を濫用したベルコのような脱法的な「雇用によらない働き方」が日本の雇用社会に蔓延、拡大することに歯止めをかけるべく、連合北海道は、本判決に対して、強く抗議するとともに、情報労連をはじめとする構成組織、地域協議会と連携して勝利するまで闘いつづける決意である。

最後に、本件の闘いには約3年半の年月を要してきた。この間、構成組織や地域協議会には多くの心強いご支援を賜ったこと、心より感謝申し上げますとともに引き続きの取り組みへの結集をお願いしたい。